

3 基本方向ごとの取組

ごみゼロプランの目標を達成するための具体策として、基本方向ごとの取組を提案します。

この取組は、ごみゼロ社会の実現に向けた取組の基本的な視点と9つの基本方向に沿って、市町村、県、住民、事業者、団体が推進すべき取組について、総合的・体系的に整理したものです。

取組ごとに、その具体的な内容と各主体の役割分担、目標スケジュールを示すとともに、先進的な取組を中心に事例を掲載しています。

取組を進めるにあたっては、これらの事例を参考にしつつ、各主体の実情や地域の特性等に応じて、効果的、計画的に取り組んでいく必要があります。

また、現段階では、アイデアのレベルにとどまっている取組もありますが、プランを推進していく中でその内容をさらに煮詰め、できるものから順次具体化するなど、段階的に取り組むことを想定しています。

さらに、このプランに掲げた取組以外でも、目標達成に有効な取組であれば積極的に取り入れるとともに、新しい良いアイデアがあればその具体化を進めています。

なお、取組の実施主体及び目標スケジュールについては、以下のルールに沿って示しています。

●取組の実施主体

各基本取組における個々の「取組の内容」については、その説明文の主語をあえて省略しています。これは、説明文の下の役割分担表にも記載されているとおり、取組の実施主体が多種多様であり、各主体の取組への関わり方も様々であるという理由からです。また、取組の核となる主体の役割はもちろんのこと、それ以外の各主体の役割もとても重要であり、ほとんどの取組が、多様な主体の連携・協働を前提としていることもあります。このため、説明文の主語は省略し、各主体の果たすべき役割を表で示すこととしました。

●目標スケジュールの趣旨

「2目標スケジュール」の表中の線で示す期間は、それぞれの取組の実施時期に関する目標であり、各主体に義務を課すものではなくあくまで期待値として設定するものです。

●期間設定の目安

期間の設定については、「費用はどれくらいかかるのか」、「施設等ハードの整備は必要か」、「新たな制度の創設や法律等の改正を伴うものか」、「ステークホルダーの理解が得られているか」、「技術やノウハウは確立されているか」など、様々な要件を総合的に勘案しました。

●異なる線の意味

	2005	2006	2007～2010	2011～2015	2016～2025
(1) △△△△△△△			■		
(2) ●●●			↔	↑	

矢印の示す期間内に、新たな制度の創設・導入や施設等ハードの整備、それらを含むシステムの構築を行う、或いは、調査研究の成果を出すなど、取組の着手・完了に重点を置く場合。

太線の示す期間内に、例えば、啓発や実践活動に関する新たな手法・仕組みを取り入れ、レベルアップを図りながら継続していくなど、取組の発展・継続に重点を置く場合。

基本方向1 拡大生産者責任の徹底

基本取組1-1

拡大生産者責任と費用負担のあり方の検討

1 取組の内容

(1) 拡大生産者責任と費用負担のあり方についての調査研究の実施

拡大生産者責任と製品、容器等がごみとなったときの再資源化等に係る費用負担のあり方について、日本での法制度の現状・課題を整理し、基本的な考え方や今後の方向性に関する調査研究を実施します。

主体	役割
住民	—
事業者	調査研究への協力
市町村	調査研究への協力
県	調査研究の実施
自治会、NPO 等民間団体	—

(2) 拡大生産者責任の徹底に関する具体的な方策についての調査検討の実施

ごみゼロプランの推進にあたり、拡大生産者責任の徹底に関する具体的な方策について、地域独自の取組の可能性なども含め、ステークホルダーとの協議を行いながら調査検討を行います。

主体	役割
住民	—
事業者	調査検討への協力
市町村	調査検討への協力
県	調査検討の実施
自治会、NPO 等民間団体	—

(3) 国、業界への提言

拡大生産者責任の徹底のための具体的な方策の早期導入について、必要な提言を国、業界へ行います。

主体	役割
住民	—
事業者	—
市町村	—
県	国、業界への提言
自治会、NPO 等民間団体	—

2 目標スケジュール

取組の内容	2005	2006	2007～2010	2011～2015	2016～2025
(1) あり方についての調査研究	←	→			
(2) 方策についての調査検討	←	→			
(3) 国、業界への提言					

基本方向1

拡大生産者責任の徹底

基本取組1-2

拡大生産者責任に基づく取組の推進

1 取組の内容

(1) 拡大生産者責任に基づく事業活動の推進

- 拡大生産者責任の考え方を取り入れ、製品等の製造や流通、消費段階において排出する廃棄物をできる限り少なくするための工夫（環境配慮設計など）や、長期にわたり使用できる製品の開発、修理体制の充実を進めます。
- 自らが生産、販売したものが廃棄物となったものについて、自主的な取組や、住民、行政等との連携による取組により、再資源化を進めるための回収ルートの構築やリサイクル技術の開発を進めます。
- また、市町村での処理が困難な廃棄物について、業界の自主的な取組による回収システムの構築を進めます。

主体	役割
住民	—
事業者	拡大生産者責任に基づく事業活動の推進
市町村	—
県	—
自治会、NPO 等民間団体	—

(2) 行政における拡大生産者責任に基づく取組の促進

- 奨励的手法やベストプラクティスに関する情報発信等により、事業者が取り組みやすい環境をつくります。
- 拡大生産者責任に資する取組のパイロット事業を、事業者と協働で実施します。
- 製造段階において製品等が将来廃棄物となることを抑制するための技術や、製品の循環的利用を促進するための技術等に関する調査研究に、県内の企業、大学等と協働で取り組みます。
- 事業者がより環境に配慮した製品やサービスを供給することを促進するため、グリーン購入など環境配慮型の消費行動・ライフスタイルに関する啓発等を行います。

《取組事例》

◆ 事業所や行政等が連携して取り組むグリーン購入

【取組主体】みえ・グリーン購入倶楽部、三重県ほか

【概要】三重県では、地域ぐるみのグリーン購入を普及、推進するため、平成15年1月にその展開の母体となる企業、団体、行政機関によるネットワーク組織「みえ・グリーン購入倶楽部」を設立した。

県と「みえ・グリーン購入倶楽部」は連携・協働しながら、先進的にグリーン購入に取り組んでいる自治体や企業の講演や事例紹介などをセミナー、フォーラム等の開催を通じ啓発に努めている。

また、平成14年度から、東海三県一市（三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市）の行政とチェーンストアなどの企業が連携して「詰め替え商品」の購入促進をメインテーマに広域的なキャンペーンを展開している。



主体	役割
住民	—
事業者	拡大生産者責任に基づく事業活動の推進
市町村	—
県	拡大生産者責任に基づく取組促進のための啓発、パイロット事業の実施、情報発信、調査研究
自治会、NPO 等民間団体	—

2 目標スケジュール

取組の内容	2005	2006	2007～2010	2011～2015	2016～2025
(1) 事業活動の推進					
(2) 行政における取組の促進					

基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進

基本取組2-1

事業系ごみ処理システムの再構築

1 取組の内容

(1) 事業系ごみの処理実態等の把握

県内の事業系ごみについて、事業者からごみがどのように分別・排出されているかなど、ごみ処理施設に搬入されるまでの実態について把握し、より効果的な減量化施策の構築を進めるため、事業系ごみの業種ごとの排出の状況、処理の方法や家庭系ごみへの混入状況などに関する詳細な実態調査を行います。

《取組イメージ》

事業系ごみの処理実態調査の項目例

- 1 事業所の概要
業種、事業所形態、事業所規模、社員食堂の有無、住居の併設状況
- 2 ごみ処理や再資源化の状況
ごみ処理方法、分別方法、ごみの種類別排出量・資源化量
- 3 ごみ減量化、再資源化の取組等
経営方針における位置付け、取組状況、課題
- 4 ごみ処理費用
- 5 行政に期待する支援策

主体	役割
住民	—
事業者	調査への協力
市町村	調査の実施、減量化施策の検討
県	モデル的に実施する場合、市町村との共同調査 市町村に対する他事例の情報提供
自治会、NPO等民間団体	—

(2) 事業系ごみ適正処理システムの検討・整備

少量の事業系ごみの排出者が事業系ごみとして出しやすい処理システムについて検討を行い、事業系ごみが適正に処理されるシステムとして整備を進めます。

併せて、事業系ごみの家庭系ごみへの混入を防ぐため、事業者に対して、排出するごみは許可業者等にその処理を委託するなど、市町村の基準に沿ってごみを適正に処理するよう指導を徹底するとともに、許可業者等に対しても、適正な指導・育成を行います。また、受け皿としての民間処理業者等の活用が不可欠なことから、優良事業者の育成、技術開発支援、ネットワークづくりなどを進めます。

事業系ごみの収集運搬に携わる業者は、事業系ごみの適正な収集・運搬に努めるとともに、その状況などについて管理し、積極的な情報公開に進めます。

主体	役割
住民	—
事業者	事業系ごみの適正処理
市町村	少量事業系ごみ排出者の適正処理を促す処理システムの検討・整備、事業者への指導の徹底
県	一般廃棄物に係るマニフェスト制度の検討・提案及び導入の支援
自治会、NPO等民間団体	—

(3) 事業系ごみ排出者の届出指導等

多量排出事業者とともに、事業者の大部分を占める中小事業者も併せて排出者責任の認識を促し、ごみの減量化や再資源化に配慮した事業活動を促進するため、廃棄物処理法第6条の2第5項に基づき、多量排出事業者に対してごみ減量化計画書等の届け出の義務づけ、計画的な立入指導などを行うとともに、中小事業者に対しても、それに準じて届け出を義務づけるなど積極的に指導を行います。

さらに、新たに事業を始めようとする者に対しては、建物の新增築などの機会を捉えて、あらかじめ事業内容やごみの排出量、ごみ質、資源ごみの保管場所等の届出を指導するなど、きめ細かい対策を講じます。

【届出の種類（例示）】

- ① 廃棄物・資源化物保管場所設置届
- ② 事業系ごみの管理責任者設置届
- ③ 事業系ごみの減量化・資源化に係る計画書
- ④ 事業系ごみの減量化・資源化に係る実績報告書

《取組イメージ》

●事業系ごみ減量化等計画書の例

単位 トン

廃棄物の種類	前年度処理量(実績)			本年度処理量(予定)		
	排出	再生	処理区分	排出	再生	処理区分
再利用対象物						
紙1：機密文書						
紙2：OA上質紙						
紙3：中間紙						
紙4：新聞						
紙5：雑誌						
紙6：パッケージ						
蛍光管						
燃えるごみ						
燃えないごみ						
粗大ごみ						
合計						
総合計			%			%
再利用率			%			

主体	役割
住民	—
事業者	ごみ減量化等計画の策定、計画書を含む各種届出、立入調査への協力
市町村	ごみ減量化等計画書を含む各種届出制度の創設、届出等受理、指導、立入調査等の事務
県	標準的な届出制度のガイドライン整備、他事例等の情報提供
自治会、NPO 等民間団体	—

(4) 適正なごみ処理料金体系の構築

事業系ごみの焼却施設への持ち込み手数料等について、実際の処理コストに見合う料金設定であるかどうかなどを検証し、格差が生じている場合には、周辺市町村の料金設定も考慮したうえで是正するなど、適正な料金体系の構築に努めます。併せて、事業系ごみに対する指定ごみ袋制など、より効率的な料金徴収の仕組みについて検討し、導入を進めます。

その際、料金の値上げに伴う家庭系ごみへの混入増加など、料金体系の変更により生じるマイナスを防ぐために、必要な対策を併せて講じることが重要です。

※事業系ごみの処理単価と処理手数料の比較方法

市町村の焼却施設について見た場合、事業系ごみ搬入時の処理手数料の単価が、実際の焼却ごみの処理単価と同等であることが望ましい。

焼却ごみの処理単価（円/kg）〔A〕 ⇄ 事業系ごみの処理手数料（円/kg）〔B〕

〔A〕：「焼却施設整備費の償却分、維持管理に要する経費、焼却灰の処理費用など
焼却処理に係る総コスト」÷「総焼却ごみ量」

〔B〕：「事業系ごみ処理手数料収入」÷「事業系ごみ搬入量」

主体	役割
住民	—
事業者	適正な料金負担、廃棄物の減量・資源化対策の実施
市町村	処理コストの把握、料金体系の見直し・改善、効率的な料金徴収の仕組みの検討・導入
県	標準的なコスト計算手法等の提供
自治会、NPO 等民間団体	—

(5) 一般廃棄物処理計画における減量化方針等の確立

事業系ごみの減量化、再資源化を総合的、計画的に進めるため、一般廃棄物処理計画において、事業系ごみに関する数値目標等を設定するなど、その減量化方針を明確にしたうえで、具体的な施策を実施していきます。

なお、事業系ごみの減量化の数値目標については、市町村における事業系ごみの実態及びごみゼロ社会実現プランにおける排出削減目標を踏まえて、設定するものとします。

一般廃棄物処理計画で事業系ごみに
係る数値目標を設定している市町村数



5市4町(H16年12月現在)
ごみゼロ推進室調べ

	役割
住民	—
事業者	—
市町村	一般廃棄物処理計画における事業系ごみ対策の位置づけ
県	事業系ごみ減量化対策と目標数値設定資料等の提供
自治会、NPO 等民間団体	—

2 目標スケジュール

取組の内容	2005	2006	2007～2010	2011～2015	2016～2025
(1) 処理実態等の把握	↔	↔			
(2) システムの検討・整備	↔	↔	↔		
(3) 排出者への届出指導等	↔	↔	↔	↔	
(4) 適正な料金体系の構築	↔	↔	↔	↔	
(5) ごみ処理計画における減量化方針等の確立	↔	↔	↔		



基本方向2

事業系ごみの総合的な減量化の推進

基本取組2-2

事業系ごみの発生・排出抑制

1 取組の内容

(1) 事業所内教育の推進

個々の事業所において排出者責任の考え方を浸透させ、ごみ減量化の自主的な取組を推進するため、企業の社会的責任や環境保全活動等について、事業所内の従業員等を対象とした学習会の実施やQC活動と関連づけたごみ減量対策の推進などを進めます。

《取組事例》

【取組主体】(株)リコー福井事業所

【取組概要】㈱リコーでは、企業精神に基づいて定められた理念により、1992年に「環境綱領」を制定。福井事業所では、綱領を受けて事業所の環境方針を打ち出し、社員に周知徹底とともに、リコーグループ内はもとより、社会に対するコミットメント(公約)として位置づけ、環境報告書やホームページに掲載するなどしている。主な取組は、以下のとおり。

◇環境保全活動の基盤と領域

事業所の環境保全活動は、「省エネルギー」「省資源・リサイクル」「汚染予防」「安全衛生」を加えた4つの柱からなる。その4つの柱を支えるツールとして、①組織と情報の整備、②環境マネジメントシステム、③グリーンパートナーシップ、④環境会計、⑤環境技術開発、⑥環境教育・啓発、⑦コミュニケーション、⑧環境社会貢献の8つの基盤がある。

◇環境マネジメントシステム

ISO14001については、95年から所得に向けた活動を行い、97年に認証を取得した。上記8つの基盤について、PDCAのサイクルをきちんと回している。

◇省資源・リサイクル活動

98年にごみゼロレベルⅡを達成、リコーグループ初のごみゼロ工場となり、99年にはごみゼロレベルⅢを達成した。発生したものを再資源化するだけでなく、生産活動の様々な過程での効果的で環境負荷の少ないごみゼロ活動として、5R活動を展開している。

*5R活動…REFUSE(ごみになるものは買わない活動)

RETURN(購入先に戻せるものは戻す活動)

REDUCE(廃棄物を限りなく出さない活動)

REUSE(再使用できるもの徹底して使い切る活動)

RECYCLE(積極的な再資源化活動)

◇コミュニケーション

環境保全委員会を事業所内に設置・運営し、推進上の問題点の協議や周知徹底を行っている。14年度は、全社員、協力会社を対象に環境意識調査、啓発活動を実施。事業所への来訪者に対しても積極的に情報を開示。2001年の案内実績は、146件、2206名。事業所内に情報発信コーナーを設け、社員だけでなく、来訪者への広報にも活用。

◇環境教育・啓発

地域に密着した環境経営を目指し、近隣小学校の児童を対象に「自然教室」を開催。

主体	役割
住民	—
事業者	学習会の実施やQC活動と関連づけたごみ減量対策の推進
市町村	事業者に対する啓発、情報提供
県	事業者に対する啓発、情報提供
自治会、NPO等民間団体	—

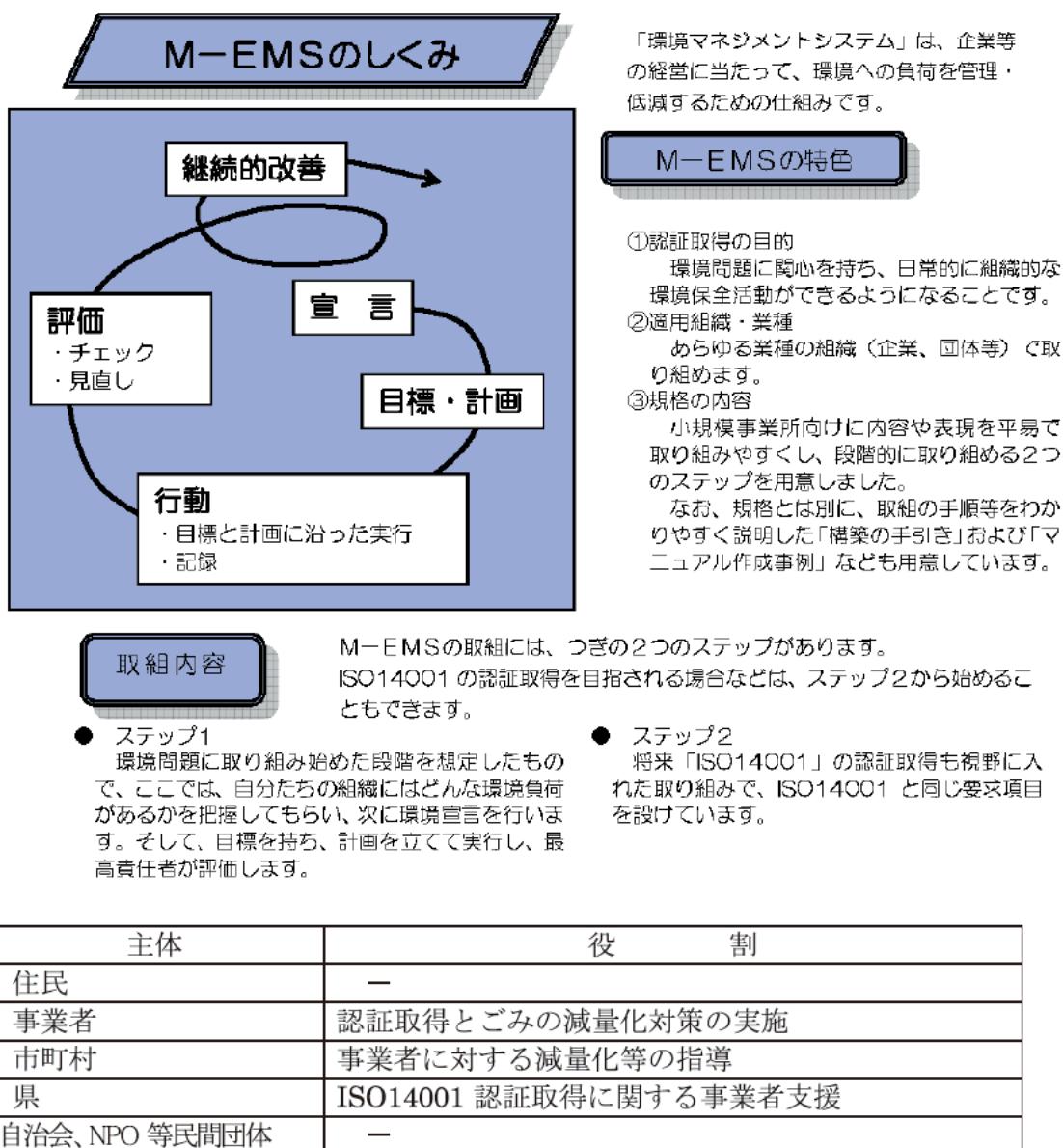
(2) ISO14001等環境マネジメントシステムの認証取得促進

ごみの減量化を含めた事業者の自主的な環境負荷低減の取組を促進するため、小規模事業者においても取り組みやすい環境マネジメントシステムの制度を構築・普及するなど、企業等のISO14001等の認証取得を促進します。

※県内のISO14001認証取得企業数 652企業（平成16年9月末時点）

《取組事例》

三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム「みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード(M-EMS)」の概要



(3) 自主情報公開制度の推進

産業廃棄物の分野では、事業者が廃棄物の処理実績及び管理計画等の情報を自主的に公開する「自主情報公開制度」がごみの減量化に効果を上げていることから、多量排出事業者による減量化計画や各種届出書に関する「自主情報公開制度」の運用を推進します。情報公開する内容は、住民が閲覧しやすいよう書類を整理するとともに、インターネットなどを活用した情報提供に努めます。また、制度の活用を促進するため、ごみの減量化等について優れた実績をあげた

優良事業者を顕彰し公表するなど、事業者にとってもメリットのある施策を併せて講じます。

情報公開の項目例

- (1) 事業概要：事業内容、従業員数（製造業）、廃棄物排出量、施設配置図等
- (2) 適正管理に係る基本方針
- (3) 管理体制・社内ルール
- (4) 適正管理に係る現状
- (5) 適正管理対策：目標年度、計画目標値、対策概要
- (6) 目標達成状況
- (7) 関連推進事項：環境マネジメントシステムの構築、教育・研修等

主体	役割
住民	—
事業者	同制度に沿ったごみに関する情報の自主的な公開
市町村	自主情報公開制度の運用
県	標準的な自主情報公開制度の構築
自治会、NPO 等民間団体	—

2 目標スケジュール

取組の内容	2005	2006	2007～2010	2011～2015	2016～2025
(1) 事業所内教育の推進					
(2) 環境マネジメントシステムの認証取得促進					
(3) 自主情報公開制度の推進					

基本方向2

事業系ごみの総合的な減量化の推進

基本取組2-3

事業系ごみの再利用の促進

1 取組の内容

(1) 業種別ガイドラインの作成

事業者が、飲食店やオフィスといった個々の事業形態に応じて、効果的な取組を進めるため、業種ごとに減量化のための具体的な対策や目標値を明記したガイドラインを作成します。

業種別ガイドラインの項目例

- 1 事業系ごみの実態調査結果、事業系ごみの全体像
- 2 一般廃棄物処理計画に基づく事業系ごみの減量目標値
- 3 業種別の減量目標値
- 4 業種別、廃棄物の種類ごとの具体的な取組
- 5 記録、報告等

《取組事例》

●相模原市の事業系ごみ対策

神奈川県相模原市(H16.4 現在人口約62万人)では、16年3月に策定した「市民・事業者・行政のごみ減量化・資源化行動指針“さがみはら・ごみダイエットプラン”」において、事業系ごみについて減量目標を定めるとともに、各業種の特性に応じた排出量の減量目標を「業種別ガイドライン」として設定し、業種別の取組メニューを示した。同4月には「事業系ごみ対策課」を設置。

(以下は「ごみダイエットプラン」からの抜粋)

(1) 減量目標の考え方: 事業系ごみ総量で、年間7,000t以上の新たな減量化・資源化を目指す。

	減量目標(t)	取り組み内容
事業系ごみの減量化	5,000	・業種ごとの特性に応じた減量化・資源化、食品リサイクル法の施行に伴う事業系生ごみの減量化、事業系ごみ適正排出の徹底
剪定枝のリサイクル	2,000	・事業活動から発生する剪定枝の資源化
計	7,000	

(2) 業種別ガイドラインの設定: 事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進するため、業種ごとの特性に応じた減量行動の目標となるガイドラインを設定します。

[ガイドライン設定の基本的な考え方]

取組の目安	第1段階	これから本格的に減量化・資源化に取り組む事業者が目指すレベル
	第2段階	現時点である程度の取り組みを実施している事業者が目標とするレベル
	第3段階	第2段階を達成した事業者が目標とするレベル

[業種別のガイドライン]

建築物用途	排出量の目標			建築物用途	排出量の目標		
	第1段階	第2段階	第3段階		第1段階	第2段階	第3段階
事務所	50%	30%	20%	劇場・娯楽施設	65%	50%	30%
店舗	50%	30%	20%	工 場	65%	45%	30%
飲食店	55%	40%	25%	倉 庫	50%	30%	20%
旅館その他宿泊施設	60%	50%	35%	保健・福祉施設	60%	45%	30%
金融・保険業	55%	35%	20%	病 院	70%	50%	40%
学 校	75%	55%	40%	その他の施設	45%	30%	15%

[減量化率及び資源化率]

ア 対象品目(11品目)

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、OA用紙、その他紙類、びん類、かん類、生ごみ、木くず、その他
イ 設定の考え方

- ・減量化しやすい品目(段ボール、OA用紙)、特に減量を促進したい品目(その他紙類、生ごみ、木くず、その他ごみ)に対して、減量化率を設定。
- ・上記減量化率は全業種に設定せず、品目ごとに発生量を勘案し、対象業種を限定
- ・資源化率については、品目ごとにすべての業種に設定

ウ 設定率

第1段階	減量化率	その他ごみ 0%、その他紙類・木くず 10%、他の品目 20%
	資源化率	その他紙類・その他ごみ 0%、木くず 10%、生ごみ 20%、OA用紙 30%、段ボール 70%、その他の全品目 80%
第2段階	減量化率	その他紙類・木くず 20%、他の品目 30%
	資源化率	その他ごみ 0%、その他紙類 10%、木くず 20%、生ごみ 30%、OA用紙 80%、その他の全品目 90%
第3段階	減量化率	木くず 30%、その他紙類 50%、他の品目 40%
	資源化率	その他ごみ 0%、その他紙類・木くず 30%、生ごみ 40%、他の全品目 100%

主体	役割
住民	—
事業者	ガイドライン策定に対する協力 ガイドラインに基づいたごみ減量の取組
市町村	ガイドラインに基づく事業者の指導
県	業種別のガイドラインの策定
自治会、NPO 等民間団体	—

(2) 事業系ごみの再資源化推進

① 飲食店、スーパー、旅館等から発生する生ごみは、均質で一定量がまとまって排出されるため、効率的、効果的な再資源化が期待できることから、事業系生ごみの堆肥化・肥料化等を進めるため、生ごみ堆肥化等に関する県内各地の市町村、住民、NPO、事業者等における様々な取組の実績を生かしながら、堆肥から生産する農産物の地産地消など、地域と一体となった取組を推進します。

② オフィスから排出される紙ごみのうち、少量で再資源化率の低いOA用紙や新聞、段ボール以外の紙類の再資源化を進めるため、市街地や工業団地において、中小規模の事業者等による「オフィス町内会」のような取組を推進します。

《取組事例》

■中小・零細企業の連携による古紙リサイクル(オフィス町内会)

【概要】一定の地域の中小事業者同士で事業所から出る紙ごみを効率よく回収、リサイクルする方法として「オフィス町内会」が注目されています。これは、趣旨に賛同する事業所でオフィスから排出される紙ごみを分別保管しておいて、共同でチャーターしたトラックにより毎月1度ルート回収を行うものです。1事業所だけでは取りに来てくれなかつた少量の紙ごみも、オフィス町内会に参加する事業所が20程度集まれば、2トントラック2台分ぐらいになるので効率よく回収できます。また、各事業所の軒先までトラックが回収に來るので、集積所まで各自が持ち込む回収方式に比べて、各事業所の人的負担が軽減されます。

<北区オフィス町内会の半年間の実績>

- 名古屋市の北区で始まったオフィス町内会は、現在、特定非営利活動法人オフィスリサイクルネットワークとして、名古屋市内を広域的にカバーし、事業系古紙のリサイ

クルを推進しています。

- 平成 12 年 4 月から、事業者は名古屋市に一般廃棄物を回収して貰うために、45 リットルの専用ゴミ袋(ピンク色)一袋当たり 189 円の手数料が掛かります。この 189 円は「名古屋市事業系一般廃棄物処理手数料納付券」というシールを購入してゴミ袋に貼り付けることで支払われます。10 リットルの小さい袋の場合は 42 円です。
- 名古屋市は平成 11 年 2 月より資源化可能な紙ゴミを市の焼却施設へ搬入することを禁止しているので、古紙をこの専用ゴミ袋に入れてシールを貼って出しても回収しませんが、仮にこの袋に古紙を詰め込んだら何キログラムぐらい入るのでしょうか。きちんと折り畳んだ新聞紙で実験すると 12~13 キログラム入ったという報告もありますが、それだけ詰め込むと持ち上げるときに袋が破けてしまうようなので、実際には 5~6 キログラムというところでしょう。
- 仮に 6 キログラム 189 円とすると、1 キログラム当たりの処理費用は 31.5 円になります。無理に詰め込むと 13 キログラム 189 円として 14.5 円です。北区オフィス町内会の 6 ヶ月間の実績は、1 回 2,000 円で延べ 136 回収集して合計 19,850 キログラムの古紙を再生したので、1 キログラム当たり 13.7 円の処理費用で済みました。オフィス町内会は古紙を燃やしたり埋めたりせずに、きちんと再生するにも関わらず、行政よりも処理費用が安く効率が高いのです。

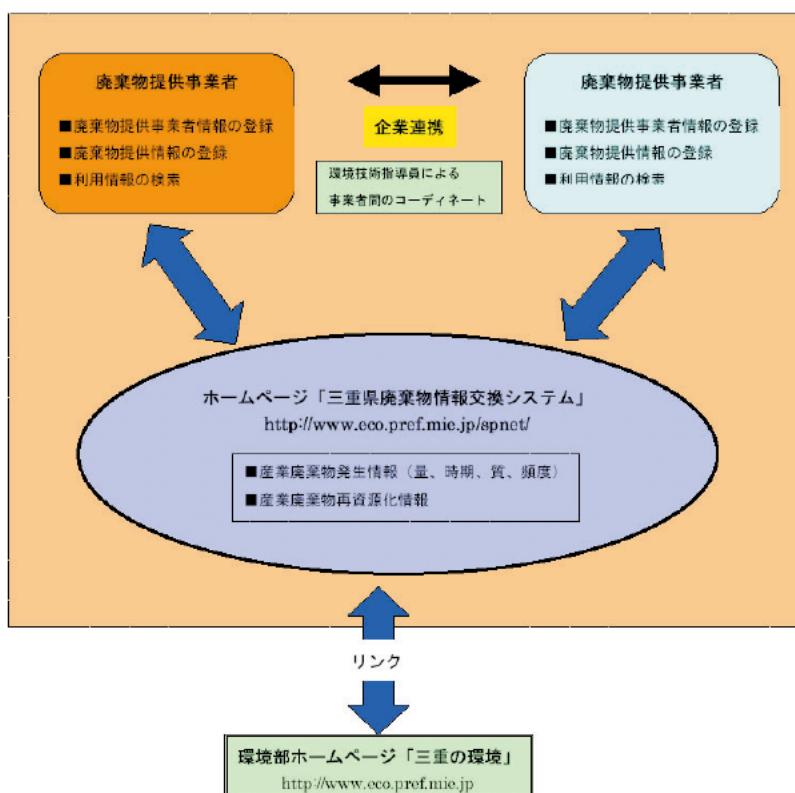
※出典:オフィスリサイクルネットワーク HP (<http://www.nihon-houchiki.co.jp/office/>)

③ 機密書類などファイル等に綴じたままの用紙類やプラスチックや金属が混在した紙ごみの再資源化を進めるため、製紙業界と連携しながらミックスペーパーの再資源化などに取り組みます。

④ 事業系ごみの再資源化についての産学官の連携による技術開発や調査研究を進めるため、ごみ減量化をテーマとして産学官の情報交流の取組などを実施します。

《取組事例》

■三重県廃棄物情報交換システム
ある事業者が事業活動に伴って発生する廃棄物の中には、他の事業者で有効に利用できるものがあります。そこで三重県では、事業者自らが、廃棄物の発生情報や廃棄物の有効利用情報をインターネットを通じて提供することにより、企業間における廃棄物の再利用や再資源化及び減量化を促進することを目的とし、県のホームページ上で「廃棄物情報交換システム」を運用しています。



主体	役割
住民	堆肥の利用、農産物の地産地消への協力
事業者	生ごみ、紙ごみの再資源化システムの整備、事業者間の連携・交流の推進
市町村	事業者等への情報提供や技術的支援、事業者間の連携・交流の促進
県	事業者等への情報提供や技術的支援、広域的な流通ルートの構築、技術開発や調査研究における产学研官の連携・交流の促進
自治会、NPO等民間団体	—

2 目標スケジュール

取組の内容	2005	2006	2007～2010	2011～2015	2016～2025
(1) 業種別ガイドラインの作成			↔		
(2) 再資源化推進		↔	↔		